

船舶インシデント調査報告書

令和7年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年10月30日 08時30分ごろ
発生場所	大分県大分市佐賀関港北方沖 佐賀関港西防波堤灯台から真方位005° 900m付近 （概位 北緯33° 15.6′ 東経131° 52.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート 秀英丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年12月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 秀英丸、5トン未満（長さ7.20m） 294-12887大分、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力58.8kW、回転数毎 分3,000、4気筒、ボア91.5mm、使用燃料軽油、機関製造年 不詳、昭和61年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が、1人で乗り組み、釣り場に向けて航行中、主機の冷却清水温度上昇の警報が鳴り、主機を停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが、始動することができなかったため、運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、漂泊して待機していたところ、付近を航行中の漁船に救助され、佐賀関港にえい航された。</p> <p>本船は、入港後、機関修理業者によって主機の点検が行われ、主機の冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が経年劣化により破損していることが判明し、後日、インペラが交換された。</p> <p>本船の主機の冷却水系統は、清水で機関を冷却し、その清水を海水で冷却する、間接冷却方式となっていた。</p> <p>船長は、本インシデントの約5年前に、整備業者に依頼して本船の主機を開放整備して本件インペラに交換していた。その後、発航前点検で冷却海水の排出量を確認して異状を認めなかったため、冷却海水ポンプの点検及び整備を実施していなかった。</p> <p>主機の取扱説明書には、運転時間2,000時間ごと又は1年ごと</p>

	<p>にインペラを交換するように記載されているが、船長は、本件インペラの交換時期を知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、本件インペラの交換を約5年間行っていなかったことから、航行中、本件インペラが経年劣化により破損し、冷却海水の水量が減少して熱交換の調整ができず、冷却清水温度が上昇して主機が過熱し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件インペラの交換時期を知らず、発航前点検で冷却海水の排出量を確認して異状を認めなかったことから、冷却海水ポンプの点検及び整備を実施していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、冷却海水ポンプの点検及び整備並びに本件インペラの交換を約5年間行っていなかったため、本船が航行中、本件インペラが経年劣化により破損し、冷却清水温度が上昇して主機が過熱し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、取扱説明書に従い、定期的に冷却海水ポンプの点検及び整備を行い、必要に応じてインペラを交換すること。